

松下幸之助記念財団 研究助成

研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】

政所 大輔

【所属】(助成決定時)

神戸大学大学院法学研究科

【研究題目】

武力紛争下の市民保護をめぐる日本の国連外交

【研究の目的】(400字程度)

本研究は、武力紛争下の市民保護をめぐる日本の国連外交を分析し、特に冷戦終結以降の傾向や特徴、役割、およびこれらの変化を明らかにすることを目的とする。過去およそ20年の間に、武力紛争下の市民保護が国連の平和活動において優先されるようになってきた。こうした市民保護活動に対する日本の取り組みについての先行研究は、カンボジアや東ティモール、南スーダンといった単一の活動を分析したものがほとんどであり、その歴史的な傾向や変化の過程を明らかにしたものは管見の限り存在しない。また、憲法上の制約のために自衛隊を積極的に海外へ派遣することが難しいという理由から、日本の国際平和活動への関与は資金や技術の供与に限定されてしまうと批判的に述べるにとどまる研究が多い。これら諸研究は特に、武力紛争下の市民保護をめぐる国連での議論に日本がどのように関与し、積極的に取り組むことのできる分野を確保しようと努めてきたのか、その外交努力を明らかにしていない。

【研究の内容・方法】(800字程度)

本研究は、上記の目的を達成するにあたって、武力紛争下の市民保護にかかわる国際規範の一つである「保護する責任」に対して日本がどのようにかかわってきたのか、を明らかにすることに主眼を置いた。保護する責任は、ジェノサイドや民族浄化などの深刻な人道危機からの市民の保護を国家と国際社会に求める規範であり、これまで国連を中心にその規範形成と実施が進められてきた。日本は、保護する責任が提唱された2001年から2010年頃までは同規範に対して慎重な姿勢を堅持していたが、その後は規範への支持を明言するだけでなく、同規範について専門の担当官を設置するなど積極的な姿勢に変化してきた。本研究では、この変化がなぜ、どのように生じたのかを明らかにした。

研究の方法として、①関係する一次・二次資料の収集を進めると同時に、②公開された一次資料には限界があるため、武力紛争下の市民保護に関する国連での議論や意思決定にかかわった関係者への広範なインタビュー調査を実施した。具体的には、2018年1月に外務省を、同年9月に米国ニューヨークの国連日本政府代表部を訪れ、インタビュー調査と資料調査を行った。また、直接会うことの難しい外務省関係者に対しては、電子メールによりインタビュー調査を行った。さらに、オーストラリアやデンマークなどの国連代表部やNGOのスタッフに対してもインタビュー調査を実施し、クロスチェックを行うとともに、保護する責任への日本のかかわりを多面的に検討するよう心掛けた。

途中の研究内容はワーキング・ペーパー化し、グローバル・ガバナンス学会の2018年次大会(5月、東京外国語大学)で報告した。学会報告で得られたコメントや助言などを論文に反映させるとともに、上記のインタビュー調査の参考にした。本研究の最終的な成果は、査読付きの国内学術誌に投稿するための論文として現在まとめているところである。また、研究成果の特に理論部分をベースとして、2019年夏に英国と米国で開催される予定の国際学会で報告するための論文の執筆にもとりかかっている。

【結論・考察】（４００字程度）

本研究では、武力紛争下の市民保護をめぐる日本の国連外交を明らかにするにあたって、国連における保護する責任の規範形成と実施に日本がどのようにかかわってきたのかを分析した。結論として、日本は当初、1990年代後半から外交政策の一つとして掲げてきた人間の安全保障を国連において定着させることを優先し、その障害となりえた保護する責任とは距離を置いた。その後、日本の外交努力により人間の安全保障について2012年に国連加盟国間で合意が形成されて以降は、日本が保護する責任への関与を強める意思決定を行うことが可能となった。このことは、武力紛争下の市民保護にかかわる分野に対して資金や技術を提供するだけでなく、規範の形成と実施に関与するというかたちでも、日本が当該分野にかかわろうとしてきたことを示している。また、理論的には、人間の安全保障と保護する責任という同時代に存在する複数の新たな規範の関係性が、国家の意思決定を左右する可能性があるということも明らかになった。